

郡山市部活動指導員の給与及び費用弁償に関する条例について

概 要

1 制定の要旨

部活動指導員の給与及び費用弁償を定める。

2 制定理由及び内容

部活動の技術指導等を行うことを職務とする部活動指導員を、本年度より、地方公務員法に規定する特別職として設置しているが、地方自治法及び地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、一般職（パートタイム）に移行するため、その給与及び費用弁償を定める。

(1) 報酬

制定前	制定後
1時間につき 1,600円	1時間につき 1,600円

(2) 費用弁償

制定前	制定後
非常勤の特別職と同額を支給	会計年度任用職員と同額を支給

3 施行期日

令和2年4月1日

<参考>

部活動指導員・・・校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする。